

鶴ヶ島市立新町小学校いじめ防止対策基本方針

令和7年4月

鶴ヶ島市立新町小学校

1 いじめ防止に関する基本理念

いじめは、いかなる理由があっても決して許されない行為です。また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものです。本校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守します。そして、この法の精神に則り、子供たちの安全の確保およびいじめの防止、発見、解消に全職員で取り組んでいきます。

2 いじめの定義

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」に次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【第二条】

3 基本方針

- いじめを未然に防止する取組、問題対応ではなく健全育成型の取組を推進します。
- いじめを早期に把握できる学校、いじめにしっかり組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- いじめに対する取組を進める中で、「一人前の社会人として自立していける」子どもを育てます。

4 いじめ対策組織

(1) 名称：生徒指導委員会・いじめ対策委員会

(2) 構成メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任

生徒指導担当（各学年、なかよし学級からそれぞれ1名） 養護教諭

※スクールソーシャルワーカー ※スクールカウンセラー ※主任児童委員

※学校運営協議会 ※青少年健全育成推進協議会長 ※PTA会長

※西入間警察生活安全課署員 ※学校医等 （※ 発生事案に応じて召集）

5 いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

○安定した教育秩序の形成・維持

・「新町っ子よい子のやくそく」「生活目標」への主体的な取り組み

○特別活動、道徳教育、人権教育の充実

・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの育成

・いじめをはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成

○授業の充実

- ・「課題」と「まとめ」が明確な授業
- ・「学び合い学習」を取り入れた「誰一人取り残さない学級」の実現
- ・学習ルール（「授業のやくそく」）の徹底

【授業のやくそく】 【返事】 短く、大きく、はっきりと 【聞き方】 だまって、目を見て、最後まで 【準備】 準備をしてから休み時間

○相談窓口の周知

・相談員（SC）全教室訪問及び、全学級相談室見学の実施（4月開始）

- ・相談窓口広報カード等を配布

○外部講師を招いての非行防止教室・防犯教室・ネット安全教室の実施（親子タイム）

○いわゆる積極的な生徒指導の推進（児童生徒のいじめ防止のための自主的・自発的な活動育成、インターネットを通じて行われるいじめ対策等）

- ・スクールカウンセラーや巡回相談員による校舎内巡回の実施
- ・児童や保護者へスクールカウンセラーや巡回相談員の相談日や取組等を周知

（2）いじめ早期発見の取組

○定期的なアンケート（なやみごと調査）の実施

児童・・・5回＋ハイパーQU2回

○教育相談体制の充実

○いじめ問題に関する研修会の実施

○個人面談の実施

○教育相談日の設定

○学校応援団会議や健全育成会議でのいじめに関する情報の連携

○スクールカウンセラーや巡回相談員による児童へのカウンセリング・相談を実施

（3）いじめ早期対応の取組

○組織的で迅速な対応

○ケース会議の実施

○保護者、関係機関、教育委員会との連携

○いじめの背景にある家庭環境等の問題について、関係機関との連携を図るためスクールソーシャルワーカーを活用

（4）重大事態の対応

○適切に対応できるような体制の整備

- ・「生命心身財産重大事態」「不登校重大事態」に係る判断の明確化

○組織的で迅速な対応

- ・スクールカウンセラー、臨時講師、相談員等の派遣申請
- ・新町小学校いじめ対策委員会（生徒指導委員会の構成員と担任等で構成）の設置
- ・校内対応（生徒指導・再発防止等）と校外対応（地域・マスコミ等）の明確化
- ・教育委員会、学校応援団、PTA、警察等関係機関との連携

6 いじめの相談・通報について

一人で悩まず誰かに相談することを児童に伝えています。

- ・鶴ヶ島市いじめ相談ダイヤル 287-3858
- ・埼玉県いじめ不登校相談ダイヤル 0120-86-3192

7 根拠法令

「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布 9月28日施行」